

重要事項説明書

グループホーム きらく苑

大分県大分市大字馬場 287 番地

重要事項説明書

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

(当事業所は介護保険の指定を受けています)

当事業所は、ご利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要やサービスの内容、ご注意頂きたい事項を次の通り説明いたします。

1、 事業者

法人名	有限会社 きらく苑
法人所在地	大分県大分市大字馬場 287 番地
電話・FAX	電話 097(524)8012 FAX 097(524)8013
代表者氏名	石井和弘
設立年月	平成 14 年 11 月 18 日

2、 ご利用事業所

事業所名	グループホーム きらく苑		
所在地	〒879-2112 大分県大分市大字馬場287番地		
管理者	石井和弘		
電話・FAX	電話 097-524-8012	FAX 097-524-8013	
介護保険	介護保険指定	定員	2 ユニット 18 名
対象介護度	要支援 2 ・ 要介護 1 ～ 要介護 5		
職員数	18 名		
損害賠償保険 加入先	日新火災海上保険株式会社		

3、 グループホーム きらく苑 事業の目的と運営方針

利用者様が、自分の事が自分でできる喜びを感じられ、社会の一員として互いに支え合っ
て『その人らしく生きる姿』を応援、支援していきます。

4、 グループホーム きらく苑の環境

きらく苑は大分市馬場にあり国道 197 号線より約 100m入った小高い山の中腹(海拔 14
m)約1,000坪の敷地に建ち、さわやかな空気と四季折々の風情を醸し住環境はすばらしい
ところです。交通は大分バス佐賀関線・馬場バス停より徒歩 5 分
また、JR 日豊線 坂ノ市駅・幸崎駅 両駅まで徒歩 20 分 車 5 分
買い物はスーパーまで徒歩 3 分 いちばん近い病院まで徒歩 4 分

5、 グループホーム きらく苑の建物

建物	新築	鉄骨造瓦葺平屋建	面積 279.4 m ² (84.5 坪) 面積 299.3 m ² (90.5 坪)
2 ユニット定員 18 名		9 室個室面積 10.5 m ² ・ 9 室個室面積 12.4 m ² リビング 食堂 55.9 m ² ・ リビング 食堂 44.3 m ² 台所 2 か所 トイレ 6 か所 浴室 3 か所	

6、 グループホーム きらく苑の職員体制

管理者 1名	常勤	
介護職員 16名	常勤	介護支援専門員 2名 看護師 1名

7、 グループホーム きらく苑 入居者費用について

月額利用料(平成 27 年 10 月改定)

家賃	29,000 円
食費:普通食	36,000 円
管理費	15,000 円
光熱水費	20,000 円
	<hr/>
	100,000 円

★介護食とは、刻み食・ミキサー食・病気等による特別食です。

食費内訳: 朝食 300 円 昼食 400 円 夕食 400 円 おやつ 2 回 100 円 × 30 日
介護食の場合 トロミ剤・栄養補助食品・その他を状況に応じ追加します。

★上記に加え要介護度に応じて介護保険自己負担分をお支払い頂きます。

・入居時より 30 日間のみ初期加算を負担いただきます。

(ご本人の症状により医療連携加算を適応する場合があります。)

・お支払いは翌 25 日までにお願いします。

(銀行引落日は、毎月 16 日 ~25 日迄の間)

・実費分については、お小遣いより支払いをさせていただきます。

例) ・日常生活雑貨費 1,500 円/月

(石鹸・歯ブラシ・口腔洗浄液・歯磨き粉・ポリドント・シャンプーティシュペーパー・
タオル・化粧水・乳液等)

・通院介助費 2,000 円/1 回

(定期受診以外で利用者様がご希望される場合に介助費として頂きます。)

・管理費 15,000 円/月

(施設の管理費・メンテナンス等)

・理美容費 実費

・紙おむつ代 実費

・その他、ご相談に応じ決定します。

・グループホーム利用料については、今後多少の見直しをさせて頂く場合があります。

介護報酬改定・加算の変更等により利用料の変更が生じる場合は、重要事項説明書別紙として説明させていただき署名・押印いただきます。

8、 入居者に対するサービス

種 類	内 容
食事の介助	入居者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します 食事時間(目安) 朝食 7:00 昼食 12:00 夕食 18:00 おやつ時間 10:00 15:00(手作りを含め毎日違うおやつを提供します)
入浴の介助	毎日入浴が可能です。(利用者お一人につき、身体状況に合わせ介護者が1~2名で入浴介助します) 利用者様の主治医と相談の上、入浴回数等決定します。
着替え等の介助	生活のリズムを考えて、毎朝夕着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
健康管理	協力医療機関と相談しながら健康管理に努めます。 また、緊急時等、必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。入居者が医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来るだけ配慮します。
相談及び援助	入居者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
機能訓練	日常生活の中で機能訓練を行います。

9、1日あたりのサービスご利用料金（30日の場合）

負担割合が1割の場合

（介護保険適応分）令和6年4月1日改定

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご利用金額	749	753	788	812	828	845
自己負担1割の場合	22,470	22,590	23,640	24,360	24,840	25,350

- ・初期加算として、入居した日から起算して30日以内の期間は1日に付き30単位加算します
- ・医療連携加算を適応する場合は、1日に付き39単位加算します。

負担割合が2割の場合

（介護保険適応分）令和6年4月1日改定

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご利用金額	1486	1494	1564	1612	1644	1676
自己負担2割の場合	44,580	44,820	46,920	48,360	49,320	50,280

- ・初期加算として、入居した日から起算して30日以内の期間は1日に付き30単位加算します
 - ・医療連携加算を適応する場合は、1日に付き39単位加算します。
 - ・サービス提供体制加算として1日に付き6単位を加算します。
 - ・認知症専門加算として1日に付き3単位を加算します。
- 若年性認知症受入加算を適応する場合は、1日に付き120単位を加算します。
- ・看取りケア加算を適応する場合は、加算をします。
 - ・職員処遇改善加算を加算します。

（介護保険適応分外）

- ・入居者の入居に伴い1ヶ月に満たない期間利用した場合の食費及び家賃・光熱水費については、利用日数による日割り計算により決定するものとします。
この場合において、日数計算による決定額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- ・入居者が入院または外泊、及び中途解約により利用月途中で退所をした場合、家賃・その他の費用については返納致しません。

10、協力医療機関

医療機関名	診療科目	所在地	電話
そらみクリニック	訪問診療(往診)	大分市王ノ瀬2丁目1番29号	097-560-2270

11、医療連携体制・重度化した場合・看取りの対応について

医療連携体制について	・看護師(場合によっては、訪問看護ステーションとの契約)による24時間の連絡体制を確保し、利用者の日常的な健康管理・通常時及び特に状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡調整を行う
重度化した場合について	・看護師を中心に医師や医療機関の指示を受け、日常の健康管理を強化・重点化することとし、その指示および家族の意見に従い 入院又は転居など必要な対応を行う
入院期間中の利用料について	・家賃のみ頂きます。
看取りについて	・医療機関による救命を基本とするが、利用者(家族)の要望があった場合、主治医を含め十分な話し合いの上決定する ・看取りを実施する場合、話し合いの中で一定の期間を定め、複数回の意思確認を行うものとする
退所について	・入院が1ヶ月を過ぎた時点で主治医と相談の上、退院の時期が未定の場合は退所とする。ただし、家族との十分な話し合いの上、決定するものとする。退所時に業者によりメンテナンスを行います。費用は実費で頂きます。

12、苦情受付

当事業所における 苦情、相談の受付窓口	受付窓口 責任者 石井 和弘 受付時間 午前9時～午後5時 電 話 254-8012 FAX 524-8013
公共機関における 苦情相談の受付窓口	大分県国民健康保険団体連合会 〒870-0022 大分市大手町2丁目3番12号 大分県市町村会館内 097-534-8470 大分市役所 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 代表 097-534-6111 大分市役所第2庁舎2階 長寿福祉課 097-537-5620

13、 非常災害時の対応

非常時の対応	グループホームきらく苑運営規程により対応を行います	
近隣との協力関係	近隣自治会と連携し、非常時の対応の応援体制をとっています	
平常時の訓練等	グループホームきらく苑運営規程により、入居者と一緒に昼間及び夜間を想定した避難訓練を1年に2回以上実施します	
非常時防災設備等	非常火災報知機	事業所内各所・浴室・トイレ
	火災自動通報装置	事務所内・休憩室内
	スプリンクラー	施設内 全カ所
	消火器	施設内 8カ所

14、 事故発生時の対応

① 事故発見後、速やかに家族・主治医又は専門医に連絡し、常に連絡・相談の上、対応する(「医療体制と看取りについての確認書」を参考に対応します)
② 事故発生が疑われた時点より「事故発生からの時系列の記録」を作成し、時間に沿って対応を記入し、家族への説明と必要があれば関係機関への報告を行う
③ 賠償すべき事故が発生した場合は速やかに対応する 保険会社:日新火災海上保険株式会社(身体・物品含 賠償責任保険加入済み)

15、 衛生管理

<施設>

居室	年1回・退所時に業者によるメンテナンスを行う
浴室・洗面所・トイレ	毎日清掃の後、消毒する(汚染時は随時清掃・消毒を行う)
台所	水道水は大分市上水道を利用する まな板は、使用のたびに熱湯消毒を行う

<感染症・食中毒>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備(大型ダイキン光速ストリーマエアコン 4台)を利用し最適な環境を作る ・ 必要に応じ、加湿器・空気清浄器等を追加設置する ・ 毎年職員の定期健康診断を実施する ・ 毎年インフルエンザ予防接種を行う(職員・入所者の可能な限り全員)

- ・ 外部研修(保健所等)には積極的に参加する
- ・ 感染症マニュアルを作成し実行する
- ・ 洗面所その他には共用タオルを廃止し、ペーパータオルを設置利用する
- ・ 職員・利用者ともに個人毎のタオルを所持し、利用する
- ・ 台所入口に紫外線殺菌装置を設置し、利用する
- ・ 必要がある場合は関係機関へ連絡・報告する

16、 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会の際、必ずその都度面会者名簿に記名してください 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を取ってください
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください (食事の予約・処方薬及び着替えの準備等をいたします) 外泊については、原則として1泊2日をお願いします
病院受診	病院受診は原則ご家族がお連れ下さい(困難な場合は、職員が受診介助いたしますので、ご相談ください)
退 所	退所される場合は1ヶ月前にお知らせください 他の施設に入所申し込みをされる場合は、お知らせください
居室、設備 器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用してください これに反した利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります
喫 煙	喫煙は原則禁止ですが、喫煙される場合は、職員の指示に従っていただきます。 定められた条件以外ではお断りいたします
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います また、むやみに入居者の居室に立ち入らないようにしてください
宗教活動 及び 政治活動	事業所内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください
文書開示に ついて	利用者及びご家族の求めに応じサービス提供記録を開示いたします。
個人情報の 取り扱いに ついて	個人情報使用同意書にて、使用目的・使用条件の説明・確認をいたします 同意いただいた場合は、署名・捺印していただきます。

同意について	この重要事項説明書の記名捺印をもって、説明・同意を得たものと致します
--------	------------------------------------

* 入居者間のトラブルのため、必要な場合は傷害保険にご加入いただきます。

以上、重要事項の説明を受けました証しに署名し押印いたします。

説明者 氏名 石井和弘

令和 年 月 日

利用者名 住所

氏名 印

利用者代理人 住所

氏名 印

続柄

電話

携帯電話

**重要事項説明書別紙
(各加算)**

加算名	単位 (1割負担)	単位 (2割負担)
若年性認知症利用者受入加算	120 / 日	240 / 日
看取り介護加算 (日数に応じて3段階) (要支援の方は加算されません)	144 単位 / 日	288 単位 / 日
	680 単位 / 日	1,360 単位 / 日
	1,280 単位 / 日	2,560 単位 / 日
認知症専門ケア加算	3 単位 / 日	6 単位 / 日
サービス提供体制加算 II	6 単位 / 日	12 単位 / 日
介護職員処遇改善加算 I	自己負担金に 11.1% を乗じた額が加算されます。	